

公益財団法人 精神・神経科学振興財団
賛 助 会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人精神・神経科学振興財団(以下「当財団」という。)定款第48条の規定に基づき、賛助会員(以下「会員」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、当財団の目的に賛同する法人又は個人で、この規程の定める会費を納入したものである。

2 会員は、所定の入会申込書により申込みのものとする。

(会費)

第3条 会費は年間、次のとおりとする。

(1) 法人会員 1口 5万円

(2) 個人会員 1口 1万円

2 会員は、会費を毎年8月末日までに納入するものとし、年度開始後入会した会員は入会申込と同時に納入するものとする。

3 会員が退会した場合は、既納の会費は返納しない。

(特典)

第4条 会員は、当財団の実施する講習会、セミナー等に優先的に参加でき、当財団は会報等により、精神・神経科学の情報等を提供することができる。

(会費の変更)

第5条 第3条に規定する、会費については、理事会の議決を経て、会費の額及び内容を変更できるものとする。

(会費の使途)

第6条 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 会費を3年以上滞納し、催告に応じないとき

附 則

この規程は、平成3年9月19日から適用する。

この規程は、平成24年2月1日から適用する。

この規程は、平成24年4月1日から適用する。